

防整整第22170号
令和6年9月27日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長 殿
名護防衛事務所長

整備計画局施設整備官
(公 印 省 略)

令和6年度自衛隊施設整備において、調査費、設計費及び工事費を
同一年度に予算計上している事案の工事の発注について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和6年10月1日以降に入札公告を
行う工事から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、建設制度官、各地方防衛局総務部長

1 目的

令和6年度自衛隊施設整備関連予算においては、防衛力整備計画の隊員の勤務環境改善等の観点から、早期に効果を発生させる必要がある事案について、要求機関との調整により、同一年度に「調査」、「設計」及び「工事」の予算を計上している。

これらの工事を標準図等活用発注方式（B－3方式）で発注する場合は、入札参加者に、当初発注時の積算や設計完了後の契約変更時の積算などの手法を適切に理解して入札してもらう必要があることから、積算の手法に関する事項の特記仕様書の記載について必要な事項を定めることを目的とする。

2 当初発注時の積算

当初発注時は、数量表に記載した数量及び仕様により工事費の算出を行い、その積算方法は、積算基準類等により算出する。ただし、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整第22164号。令和6年9月27日）の適用条件に該当する場合は、同文書に基づき、必要な事項を特記仕様書に明記すること。

3 変更契約時の積算

（1）材料等の価格等

変更契約時の単価及び価格は、原則として原契約のものとし、新規項目については、変更契約時の最新の現場渡し価格とする。また、単価及び価格は、消費税等相当額を含まないものとする。

（2）工事費の変更契約における見積価格の採用について

工事費の変更契約を行うに当たり、新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における変更契約時の単価及び価格は、積算基準類等により算出した単価及び価格と受注者の実勢価格との乖離があり、受注者から提出された見積の単価及び価格の妥当性が確認できる場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整第22164号。令和6年9月27日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合に行った受発注者間での見積活用のための協議等の過程や結果については、工事打合せ簿を作成すること。

なお、当初の条件を大幅に変更する場合とは、整備内容、施工条件、機器等の仕様等の変更及び工種の追加などこれに類する変更を想定している。

4 特記仕様書への記載例

特記仕様書には、建設工事標準図等活用発注指針について（防整技第7394号。28.4.1）に基づく記載内容の他、次の内容を明記する。

【当初発注時の積算】

- 本工事は、配付された標準図などの図面から数量を拾い積算を行わず、あくまでも数量表に記載した数量及び仕様により工事費の算出を行う。
本工事における積算方法は、当省が公表している積算基準類等により算出している。

（ただし、当該標準図等活用発注方式でない場合においても、見積活用方式を適用し、積算を実施している場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第22164号。令和6年9月27日）に基づき、必要な事項を特記仕様書に明記すること。）

【設計完了に伴う変更契約時の積算】

- 工事費の変更契約を行うに当たり、新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における変更契約時の単価及び価格は、積算基準類等により算出した単価及び価格と受注者の実勢価格との乖離があり、受注者から提出された見積の単価及び価格の妥当性が確認できる場合は、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整整第22164号。令和6年9月27日）に準じて受注者から提出された見積価格を採用することができるものとする。

新たな項目を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合に行った受発注者間での見積活用のための協議等の過程や結果については、工事打合せ簿を作成すること。

なお、当初の条件を大幅に変更する場合とは、整備内容、施工条件、機器等の仕様等の変更及び工種の追加などこれに類する変更を想定している。

変更契約時の協議及び積算作業については、付紙のフロー図を参考に実施する。

5 特例

本指針により難しい場合は、整備計画局施設整備官と調整の上、実施するものとする。

変更契約時の協議及び積算作業のフロー図

